

# 石川県公報

平成31年1月15日

第13172号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1	○指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (同)	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指 定 (同)	1	○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認 定 (水産課)	2
○介護保険法に基づく介護医療院の許可 (同)	1	○県有財産売却入札公告 (管財課)	3
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	2		

## 告 示

### 石川県告示第13号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成31年1月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
1761391307	株式会社 フォルクレーベン	訪問看護ステーション フリーデン 野々市市横宮町16-3 ヴァンソレイユ3F	平成30年 12月13日	訪問看護
1772100291	有限会社 東プロジェクト	デイサービスなぎさの家あじち かほく市白尾タ18番地1	平成30年 12月17日	通所介護

### 石川県告示第14号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年1月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス 事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
1761391307	株式会社 フォルクレーベン	訪問看護ステーション フリーデン 野々市市横宮町16-3 ヴァンソレイユ3F	平成30年 12月13日	介護予防 訪問看護

### 石川県告示第15号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項本文に規定する介護医療院を次のとおり許可した。  
平成31年1月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	開設者の名称	介護医療院の名称及び所在地	許 可 年月日	サービ スの 種 類
17B1500013	志賀町	町立介護医療院 夕なぎ 羽咋郡志賀町富来地頭町7の110番地1	平成31年 1月1日	介護医療 院

**石川県告示第16号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年1月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者 の 名 称 又 は 氏 名	事業所の名称及び所在地	廃 止 し た サービスの種類	廃止の届出 を受理した 年 月 日
1770300745	株式会社 リハビリテー ションまえた	デイサービス きたえる一む 小松中央 小松市土居原町522番地	通所介護	平成30年 11月20日

**石川県告示第17号**

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から、次のとおり指定の辞退があった。

平成31年1月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	開設者の名称	施設の名称及び所在地	辞 退 し た サービスの種類	辞退の届出 を受理した 年 月 日
1711510485	志賀町	町立富来病院 羽咋郡志賀町富来地頭町7の110番地1	介護療養型医療 施設	平成30年 11月27日

**石川県告示第18号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成31年1月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

珠洲中央加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市飯田町よ部18番地1 濱田 剛  
珠洲市野々江町ラ部23番地8 濱野 慶弘

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区（飯田町、上戸町、野々江町及び熊谷町の区域に限る。）

(3) 区分

総トン数10トン未満の漁船を使用して主として底びき網を営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成30年11月21日

## 公 告

## 県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成31年1月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所在地番	財産区分	地目	地積	最低売却価格
1	金沢市つつじが丘207番2、208番2	土地	宅地	301.63㎡	2,690,000円
2	七尾市矢田町式四号白土6番36	土地	宅地	168.86㎡	2,080,000円
3	輪島市新橋通六字17番1	土地	宅地	164.74㎡	3,560,000円
4	輪島市堀町壱五字2番52	土地	宅地	273.08㎡	1,450,000円
5	鳳珠郡能登町字小木口字15番4	土地	宅地	162.30㎡	482,000円
6	鳳珠郡能登町字小木口字15番5	土地	宅地	162.02㎡	566,000円
7	鳳珠郡能登町字小木口字15番9	土地	宅地	161.35㎡	468,000円

## 2 入札場所、入札期間及び開札日時

## (1) 入札場所

ヤフー株式会社がインターネット上で次のアドレスほかで運用する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による。

URL [http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k\\_ishikawa](http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_ishikawa)

## (2) 入札期間

平成31年2月18日（月）午後1時から同月25日（月）午後1時まで

## (3) 開札日時

入札期間終了後直ちに行う。

## 3 現地説明の実施

各物件について、個別に現地説明を実施する。現地説明を希望する者は、希望日の前日までに電話にて申し込むこと。

## (1) 申込期間

平成31年1月15日（火）から同年2月14日（木）までの石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日午前9時から午後5時まで

## (2) 実施期間

平成31年1月16日（水）から同年2月15日（金）までの県の休日を除く毎日午前11時から午後4時まで

## (3) 申込先 石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

## 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。

(3) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴

力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 石川県インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「県ガイドライン」という。）並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び遵守することができる者

#### 5 入札案内書の交付期間及び交付場所

##### (1) 交付期間

平成31年1月15日（火）から同年2月7日（木）まで

##### (2) 交付場所

石川県ホームページ

URL <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/tochi/netnyu.html>

#### 6 入札参加申込みの方法

##### (1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、平成31年1月15日（火）午後1時から同年2月1日（金）午後2時までの間に、あらかじめ公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続を行うこと。

##### (2) 本申込み

(1)により参加の仮申込手続を完了した後、平成31年2月7日（木）午後5時までに、所定の申込書に添付書類を添え、石川県総務部管財課資産活用室へ一般競争入札の参加を申し込むものとする。なお、郵送による申込みの場合は、簡易書留で、同日午後5時必着とする。

申込みに当たっては、県が定めた金額の入札保証金を納付しなければならない。

#### 7 入札の方法

##### (1) 公有財産売却システムにより入札価格を登録する。

なお、この登録は各物件につき1回に限り行うことができる。

##### (2) 郵送等による入札書の提出は、認めない。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、県が定めた入札保証金を指定された納付方法により納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、最低売却価格（石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格をいう。）の100分の10とする。

(3) 落札者が納付した入札保証金は、本人の申出により、契約保証金に充当することができる。

(4) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後還付する。落札者には、落札者が契約を締結しない場合又は落札者の申出により契約保証金に充当する場合を除き、契約締結後に還付する。

(5) 落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は県に帰属する。

#### 9 その他

##### (1) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書及び県ガイドラインに示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

##### (2) 落札者の決定方法

最低売却価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

##### (3) 契約保証金

最低売却価格の100分の10以上とする。

##### (4) 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から30日以内）までに納入すること。

##### (5) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。

##### (6) その他の事項

詳細は、入札案内書及び県ガイドラインによる。

##### (7) 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266